改正案 (R4.10 改正)	現行
地質・土質調査業務共通仕様書	地質・土質調査業務共通仕様書
第1章 ~ 第4章 [略]	第1章 ~ 第4章 [略]
第5章 サウンディング第1節 ~ 第4節 [略]第5節 スクリューウエイト貫入試験 (スウェーデン式サウンディング試験)第6節 [略]	 第5章 サウンディング 第1節 ~ 第4節 [略] 第5節 スウェーデン式サウンディング試験 第6節 [略]
第6章 ~ 第12章 [略]	第6章 ~ 第12章 [略]
測量業務共通仕様書	測量業務共通仕様書
改正なし	改正なし
設計業務共通仕様書	設計業務共通仕様書
改正なし	改正なし

現 行
作成
と者の <mark>記名押印</mark>
調査に当たり必要があると認められるときは <mark>平板測量等</mark> を行う。

第94条 庭園
[略]
(1) 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。
配置の調査は、 平板測量により行う。
ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあっては、他の方法により行うことができる。
$(2) \sim (5)$ [略]
第95条 ~ 第97条 [略]
第2節 ~第3節 [略]
第7章 営業その他の調査
第1節 調査
第122条 [略]
第123条 営業に関する調査
営業に関する調査は、営業要領法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要となる次
号に掲げる事項について行うものとする。
(1) 営業主体に関するもの
① 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
② 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日
③ 資本金の額
④ 法人の組織(支店等及び子会社)
⑤ 移転等の対象となる事業所等の従業員数および平均賃金
⑥ 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係
-(2) 業務内容に関するもの
① 業種
② 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
③ 原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先(得意先)
① 品目等別の売上構成
⑤ 必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書写を収集する。
- (3) 収益及び経費に関するもの
営業調査表の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。
① 直近3か年の事業年度の確定申告書(控)(写)であって、税務署受付印のあるもの。
② 直近3か年の事業年度の損益計算書(写)及び貸借対照表(写)。
③ 直近1年の事業年度の総勘定元帳(写)及び固定資産台帳(写)。
特に必要と認める場合は直近3か年。
④ 直近1年の事業年度の次の帳簿(写)。

改正案 (R4.10 改正) 現 行 アー正規の簿記の場合 売上帳、仕入帳、仕款帳、得意先元帳、現金出納帳及び預金出納帳 イ 簡易簿記の場合 現金出納帳、売掛帳、買掛帳及び終費帳 (4) その他補償額の算定に必要となるもの 【削除】 2 個人が営業主体である場合の営業に関する調査は、前項に準じて行うものとする。 3 仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、仮営業所として適 当なものが存しないと認めるときは、その旨を調査職員に報告するものとする。 -(1) 仮営業所設置場所の存在状況並びご賃料及び一時金の水準 - (2) 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準 (3) 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料 第124条 ~ 第125条 [略] 第124条 ~ 第125条 [略] 第2節 調査書の作成 第2節 調査書の作成 第126条 調査書の作成 第126条 調査書の作成 営業に関する調査書は、第123条の調査結果を基に営業調査表に所定の事項を記載することにより作成するものと 営業に関する調査書は、第123条の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。 する。 $2 \sim 3$ [略] $2 \sim 3$ [略] 第3節 算定 第3節 算定 第127条 補償額の算定 第127条 補償額の算定 営業に関する補償額の算定は、前条第1項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。この場合において、 営業に関する補償額の算定は、調査職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の 建物及び工作物の移転料の算定業務が当該委託契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上 算定業務が当該委託契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。 で、行うものとする。 2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について調査職員の指示を受ける 【削除】 ものとする。 2 「略] 3 「略] 第8章 ~ 第21章 [略] 第8章 ~ 第21章 [略] 第22章 写真台帳の作成 第22章 写真台帳の作成 第196条 写真台帳の作成 第196条 写真台帳の作成 $1 \sim 2$ 「略] $1 \sim 2$ 「略] 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を 明記し、写真撮影に従事した者の氏名を記載するものとする。 明記し、写真撮影に従事した者の記名押印をするものとする。 4 「略] 4 「略]